

# 参 考 資 料

## 虚偽証明に係る公認会計士又は監査法人の責任

(証券取引法又は会社法に基づく監査の場合)

### 1. 刑事責任

- (1) 有価証券報告書等の虚偽記載罪の共同正犯又は幫助(証取法 197 条)(公認会計士)
  - ・ 行為者・・・10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金、又は併科
- (2) 有価証券報告書添付書類、半期報告書等の虚偽記載罪の共同正犯又は幫助(証取法 197 条の 2)(公認会計士)
  - ・ 行為者・・・5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金、又は併科

### 2. 行政責任

- (1) 公認会計士に対する懲戒処分(公認会計士法 30 条)
  - ・ 故意の場合・・・2 年以内の業務停止又は登録の抹消
  - ・ 過失の場合・・・戒告又は 2 年以内の業務停止
- (2) 監査法人に対する懲戒処分(公認会計士法 34 条の 21)
  - ・ 社員の故意又は過失の場合・・・戒告、2 年以内の業務の全部若しくは一部停止又は解散命令
- (3) 1 年以内の監査証明不受理(証取法 193 条の 2)(公認会計士・監査法人)
- (4) 会社法に基づく会計監査報告の虚偽記載(会社法 976 条 7 号)(公認会計士・監査法人)
  - ・ 100 万円以下の過料

### 3. 民事責任

- (1) 第三者に対する損害賠償責任(公認会計士・監査法人)  
(証取法 21 条、22 条、24 条の 4、24 条の 5、会社法 429 条、民法 709 条)

(2) 被監査会社に対する損害賠償責任(公認会計士・監査法人)  
(会社法 423 条、民法 415 条又は 709 条)

※ 被監査会社は、株主総会又は定款の規定に基づく取締役会の決議(ただし、取締役が 2 人以上ある監査役設置会社又は委員会設置会社に限る)により、会計監査人の責任の一部を免除することができる。また、被監査会社は、定款の規定に基づき会計監査人と責任限定契約を締結することができる。いずれの場合も最低責任限度額(監査報酬の 2 年分)を免除することはできない。ただし、総株主の同意があれば、会計監査人の被監査会社に対する責任の全部を免除することができる。

※ 監査法人の社員は、監査法人の債務につき無限連帯責任を負う(公認会計士法 34 条の 10 の 5 第 1 項)。ただし、指定社員制度が利用された場合には、監査法人の被監査会社に対する債務につき、指定社員のみが無限連帯責任を負う(公認会計士法 34 条の 10 の 5 第 4 項)

## 指定社員制度について

### (1) 社員の指定

監査法人は、特定の証明について、業務を担当する社員を指定することができる。

### (2) 指定社員の権利、義務

上記の指定された証明(指定証明)については、指定を受けた社員(指定社員)のみが業務執行権を有し、義務を負うとともに、監査法人を代表する。

### (3) 指定社員の責任

指定証明に関し被監査会社に対して負担することとなった監査法人の債務をその監査法人の財産をもって完済することができないときは、指定社員のみが無限連帯責任を負う。

(注) 監査法人が第三者に対して負う債務については、指定証明についても、監査法人の全ての社員が無限連帯責任を負う。

### (4) 被監査会社等への通知

監査法人は、特定の証明について社員を指定したことを被監査会社等に書面をもって通知しなければならない。

## 「公認会計士監査制度の充実・強化」

金融審議会 公認会計士制度部会報告（平成14年12月17日）

### 5. 監査法人のあり方

#### （1）基本的な考え方

監査法人による組織的な監査は、監査の質の確保と実効性の向上を図っていく上で一層重要な役割を果たしていくものと考えられる。

監査法人は、企業活動の多様化・複雑化・国際化に対応し、組織的な監査を有効かつ適切に行うことによって監査水準を向上させ、もってディスクロージャーの適切性を確保するという監査法人制度の本来の目的のもと、一義的に、監査証明業務を担うべき組織として今後とも位置づけられることが基本である。

このような監査法人制度の基本的な位置づけを前提としつつ、制度創設当時の想定と乖離が見られる実情、すなわち、監査法人の大規模化、大手監査法人による寡占化などの実情にかんがみ、社員の責任のあり方、経営基盤の充実のあり方などについても併せて検討することが必要である。

なお、監査法人を巡る組織形態に関しては、有限責任パートナーシップの組織形態を制度的に導入すべきであるとの指摘もある。

この点に関しては、政府において、合理的かつ健全な私法上の事業組織形態のあり方について、私法上の問題点の整理と検討を開始するとともに、併せて税法上の取扱いも検討することとしており、将来的な検討課題と位置づけることが適切である。

## 公認会計士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成十五年五月十六日・衆議院 財務金融委員会)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 公認会計士監査の充実及び強化の目的にかんがみ、証券市場の公正性及び透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立するよう、今後とも一層の努力を払うこと。
- 一 公認会計士試験制度の見直しの趣旨にかんがみ、行政として、公認会計士の規模について一定の目標と見通しをもった上で、同試験制度の管理・運営に当たるよう努めていくこと。
- 一 公認会計士試験における「租税法」科目に関し、その出題については、公認会計士となる資質を検証するため試験の一部であることを踏まえ、適切に対応されるよう留意すること。
- 一 公認会計士と税理士に関して、その試験制度における取扱いについては、規制緩和の観点も踏まえ、引き続き検討すること。
- 一 公認会計士試験合格者の公認会計士登録に当たっては、公認会計士の質の維持の観点から、実務経験についての一定の考査等を踏まえることとする等、十分な措置を講ずること。
- 一 監査法人の大規模化の実態等に照らし、今後、民事法制等において、いわゆるリミテッド・パートナーシップ制度の一般的な導入等が図られることとなった場合には、監査法人の組織についても、これに対応した所要の措置を講ずることを検討すること。

〔平成 18 年 4 月 21 日〕  
〔証券取引等監視委員会〕

## 金融庁設置法第 21 条の規定に基づく建議について

証券取引等監視委員会は、金融庁設置法第 21 条の規定に基づき、本日、金融庁長官に対して、下記のとおり建議を行った。

### 記

#### 監査法人の責任のあり方について

上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。

当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第 60 条）として証券取引法第 226 条の規定に基づき告発した。

一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。

しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。

公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずる必要がある。

#### 問い合わせ先

証券取引等監視委員会事務局 特別調査課  
課長補佐 児島 Tel 03-3580-6000  
内線 3063

## 諸外国の監査法人制度の比較(監査法人等の責任のあり方関係)

項 目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
1. 監査人の刑事責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士個人につき有価証券報告書等の虚偽記載罪の共同正犯又は幫助(証券取引法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年次報告書等につき故意による虚偽記載ないし重要事実の省略がなされた場合 個人－500万ドル以下の罰金若しくは20年以下の懲役又は併科 法人－2,500万ドル以下の罰金</li> <li>※監査法人に対して適用した事例はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社法改正により、監査報告書に関する新たな刑事責任(罰金刑のみ)が設けられる予定。(故意または過失により、重要事項につき虚偽の事項を監査報告書に記載した者は、罰金刑に処される。本条に関しては、法人自身は処罰対象とされていない。)</li> <li>※なお、従前より、監査報告書に虚偽記載を行った監査人は、刑法の一般規定(詐欺・横領)による処罰対象となる(法人自身も処罰対象とされている。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被監査会社の状況について虚偽の情報を提供・追認した会計監査役は5年以下の禁固若しくは罰金(75,000ユーロ)又は併科。</li> <li>※法人処罰規定あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度決算書等について、監査の結果に関し、決算書監査人またはその補助者として不正に報告を行った者、虚偽の監査証明書を作成した者は、3年以下の懲役又は罰金。</li> <li>※法人処罰規定なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般的な制裁として)指令の規定に従った法定監査を実施していない場合には、有効、相応で抑止効果のある制裁を規定する。制裁は、承認撤回の可能性を含まなければならない。</li> </ul>
2. 監査人の行政責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒処分(登録の抹消、解散命令、業務停止、戒告)(公認会計士法)</li> <li>・1年以内の監査証明不受理(証券取引法)</li> <li>・会計監査報告の虚偽記載につき、100万円以下の過料(会社法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PCAOBによる処分                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録の一時停止・抹消、他の監査事務所への就業禁止、業務停止、譴責、専門職業教育・訓練の要求、民事制裁金、PCAOBの規則にて定めるその他の適切な処分</li> </ul> </li> <li>○SECによる処分                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連業務の一時的又は終</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主規制団体による処分(ICAEWによる場合)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・除名、開業資格の取り消し、開業の申請資格の停止、嚴重な戒告、戒告、制裁金(制限なし。ただし、懲戒手続のガイダンスにて基準金額を記載。)</li> </ul> </li> <li>○会計士調査・懲戒審議会(AIDB－FRCの下部組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資本市場監督機関(AMF)による処分                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場会社の監査を実施する監査事務所に対して、業務停止、戒告、制裁金(150万ユーロ又は不正利得の10倍のいずれか大きい額以下)</li> </ul> </li> <li>○地方懲戒委員会(一種の裁判機関)による処分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職業裁判所による処分(重大な違反の場合)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・除名、業務停止、嚴重な戒告、戒告、制裁金(10万ユーロ以下)</li> </ul> </li> <li>○経済監査士会議所(WPK)による処分(軽微な違反の場合)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・戒告、制裁金(1万ユーロ以下)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般的な制裁として)指令の規定に従った法定監査を実施していない場合には、有効、相応で抑止効果のある制裁を規定する。制裁は、承認撤回の可能性を含まなければならない。</li> </ul>



項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
		局的差止命令の申立て、 譴責、業務停止、違法行為停止命令、業務改善命令、民事制裁金	織)による処分 ・重大な問題が生じている場合、監査事務所等に対して、開業登録等の抹消、一定期間の業務停止、嚴重な戒告、戒告、制裁金	・会計監査役に対して、登録抹消、業務停止、戒告、警告		
3. 監査人の民事責任 (1)組織形態	・合名会社に準じた特別法人	○無限責任の組織形態 ・ジェネラル・パートナーシップ (GP: General Partnership)  ○有限責任の組織形態 ・有限責任パートナーシップ (LLP: Limited Liability Partnership) ・合同会社 (LLC: Limited Liability Company) ・株式会社 (Corporation)	○無限責任の組織形態 ・ジェネラル・パートナーシップ (GP)  ○有限責任の組織形態 ・有限責任パートナーシップ (LLP) ・公開有限責任会社 (Public Limited Liability Company) ・非公開有限責任会社 (Private Limited Liability Company)	○無限責任の組織形態 ・専門職民事会社  ○有限責任の組織形態 ・有限責任パートナーシップ (LLP) ・株式会社、株式合資会社、有限責任会社	○無限責任の組織形態 ・合資会社、合名会社、ジェネラル・パートナーシップ  ○有限責任の組織形態 ・株式会社、株式合資会社、有限責任会社 (Limited Liability Company)	・特段の定めはない。 ※監査人の民事責任について制限を設けることは是非等について、EC から EU 議会への報告を予定。
(2)法定監査に関する損害賠償請求額の上限の法定	・被監査会社に対する会計監査人の責任の一部免除制度(会社法)。 ・指定社員制度(公認会計士法)。	・上限の法定なし。	・上限の法定なし。  ※被監査会社との契約により上限の設定を認めることについて審議中。	・上限の法定なし。	・上限の法定あり。  被監査会社に対する過失による賠償責任の限度額は、1監査につき100万ユーロ、上場株式会社の監査の場合、1監査につき400万ユーロ。 契約による排除・制限不可。	・特段の定めはない。

項 目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
					※不法行為に基づく損害賠償請求に関しては適用外	
(3) 比例責任制の導入 (注) 比例責任制とは、二人以上の加害者(取締役と監査人など)が存在する場合、各人が自己の過失割合に応じた損害についてのみ責任を負う制度	・比例責任制についての明文の規定はない。	・比例責任制度については40以上の州で適用されている。	・比例責任制について明文の規定はない。  ※被監査会社との比例責任制を認めることについて審議中。	・比例責任制について明文の規定はない。	・比例責任制について明文の規定はない。	・特段の定めはない。
(4) 職業賠償責任保険の加入	・任意	・任意 (但し、支払能力を備えるという一般的な要求はAICPAで求められている。)	・加入義務あり (協会(RSB)による規制) 法定監査人に対して、損害賠償責任保険への加入を義務づけ  (係争毎の最低付保金額) ・100万ポンド(原則)	・加入義務あり (法令による規制(1969年デクレ)) 法定監査人に対して、損害賠償責任保険への加入を義務づけ (係争毎の最低付保金額) ・250万ユーロ	・加入義務あり (法令による規制(経済監査士法54条)) 法定監査人に対して、損害賠償責任保険への加入を義務づけ (係争毎の最低付保金額) ・上場会社監査 ・・・400万ユーロ ・非上場会社監査 ・・・100万ユーロ	・特段の定めはない。

## 公認会計士法

(昭和二十三年七月六日法律第百三号)

### (懲戒の種類)

第二十九条 公認会計士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 登録の抹消

### (虚偽又は不当の証明についての懲戒)

第三十条 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、二年以内の業務の停止又は登録の抹消の処分をすることができる。

- 2 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、戒告又は二年以内の業務の停止の処分をすることができる。
- 3 監査法人が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠つた事実があるときは、当該公認会計士について前二項の規定を準用する。

### (一般の懲戒)

第三十一条 公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は第三十四条の二の規定による指示に従わないときは、内閣総理大臣は、第二十九条各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

### (懲戒の手続)

第三十二条 何人も、公認会計士に前二条に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 前項に規定する報告があつたときは、内閣総理大臣は、事件について必要な調査をしなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、公認会計士に前二条に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。
- 4 内閣総理大臣は、前二条の規定により戒告又は二年以内の業務の停止の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 5 前二条の規定による懲戒の処分は、聴聞を行つた後、相当な証拠により前二条に該当する事実があると認めた場合において、公認会計士・監査審査会の意見を聴いて行う。ただし、懲戒の処分が第四十一条の二の規定による勧告に基づくものである場合は、公認会計士・監査審査会の意見を聴くことを要しないものとする。

(調査のための権限)

第三十三条 内閣総理大臣は、前条第二項（第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定により事件について必要な調査をするため、当該職員をして左の各号に掲げる処分をさせることができる。

- 一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 事件に関係のある事務所その他の場所に立ち入り、事件に関係のある帳簿書類その他の物件を検査すること。

- 2 前項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(調書の作成及び公開並びに懲戒処分の公告)

第三十四条 内閣総理大臣は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、かつ、前条に規定する処分があつたときは、特にその結果を明らかにしておかなければならない。

- 2 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、前項の調書の縦覧を求め、又は内閣府令で定めるところにより実費を支弁して、その謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。ただし、当該公認会計士又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分がなされ、又は懲戒処分をしない旨の決定があつた後でなければ、同項の調書の縦覧を求め、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができない。
- 3 内閣総理大臣は、第三十条又は第三十一条の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(指示)

第三十四条の二 内閣総理大臣は、公認会計士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、当該公認会計士に対し、必要な指示をすることができる。

(業務の執行)

第三十四条の十の二 監査法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(法人の代表)

第三十四条の十の三 監査法人の社員は、各自監査法人を代表する。

- 2 前項の規定は、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。
- 3 監査法人を代表する社員は、監査法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(指定社員)

第三十四条の十の四 監査法人は、特定の証明について、一人又は数人の業務を担当する社員を指定することができる。

- 2 前項の規定による指定がされた証明（以下この条及び次条において「指定証明」という。）については、指定を受けた社員（以下この条及び次条において「指定社員」という。）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。
- 3 指定証明については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが監査法人を代表する。
- 4 監査法人は、第一項の規定による指定をしたときは、証明を受けようとする者（以下この条及び次条において「被監査会社等」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 5 被監査会社等は、その受けようとする証明について、監査法人に対して、相当の期間を定め、その期間内に第一項の規定による指定をするかどうかを明らかにすることを求めることができる。この場合において、監査法人が、その期間内に前項の通知をしないときは、監査法人はその後において、指定をすることができない。ただし、被監査会社等の同意を得て指定をすることを妨げない。
- 6 指定証明について、当該証明に係る業務の終了前に指定社員が欠けたときは、監査法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。

(社員の責任)

第三十四条の十の五 監査法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

- 2 監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。
- 3 前項の規定は、社員が監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

- 4 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合（同条第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第六項において同じ。）において、指定証明に関し被監査会社等に対して負担することとなつた監査法人の債務をその監査法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、指定社員（指定社員であつた者を含む。以下この条において同じ。）が、連帯してその弁済の責めに任ずる。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。
- 5 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定証明に関し被監査会社等に生じた債権に基づく監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、指定社員が、監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。
- 6 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず指定証明に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。監査法人を脱退した後も同様とする。
- 7 会社法第六百十二条の規定は、監査法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項の場合において、指定証明に関し被監査会社等に対して負担することとなつた監査法人の債務については、この限りでない。

（財務諸表等の作成等）

- 第三十四条の十六 監査法人は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
- 2 監査法人は、毎会計年度経過後二月以内に、貸借対照表及び損益計算書並びに業務の概況その他内閣府令で定める事項を記載した業務報告書を作成し、これらの書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。
  - 3 前項の書類は、電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）をもつて作成し、又は提出することができる。
  - 4 監査法人は、第二項の書類を作成したときから十年間、これを保存しなければならない。

（虚偽又は不当の証明等についての処分等）

- 第三十四条の二十一 内閣総理大臣は、監査法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は監査法人の行う第二条第一項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、当該監査法人に対し、必要な指示をすることができる。

- 2 内閣総理大臣は、監査法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、戒告し、若しくは二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。
- 一 社員の故意により、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。
  - 二 社員が相当の注意を怠つたことにより、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。
  - 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるとき。
  - 四 前項の規定による指示に従わないとき。
- 3 第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の処分について準用する。
- 4 第二項の規定による処分の手続に付された監査法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。
- 5 第二項の規定は、同項の規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

#### (報告及び検査)

- 第四十九条の三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項又は第二項の業務に関し、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項の業務に関し、当該職員に公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他その業務に関係のある場所に立ち入り、その業務に関係のある帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十条 第四十七条の規定に違反した者又は公認会計士若しくは外国公認会計士となる資格を有しない者（公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四条各号のいずれかに該当するものを含む。）で第四十七条の二の規定に違反したものは、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
  - 二 第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
  - 三 第四十八条第一項の規定に違反した者
  - 四 第四十八条の二第一項又は第二項の規定に違反した者
- 2 第五十四条第三号に該当する者については、前項第三号の規定を適用しない。

第五十三条の二 第三十四条の二十第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十条、第五十三条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

## 証券取引法

(昭和二十三年四月十三日法律第二十五号)

第二十一条 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、次に掲げる者は、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

- 一 当該有価証券届出書を提出した会社のその提出の時における役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。第百六十三条から第百六十七条までを除き、以下同じ。）又は当該会社の発起人（その提出が会社の成立前にされたときに限る。）
- 二 当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）
- 三 当該有価証券届出書に係る第百九十三条の二第一項に規定する監査証明において、



当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人

四 当該募集に係る有価証券の発行者又は第二号に掲げる者のいずれかと元引受契約を締結した証券会社又は登録金融機関

2 前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

一 前項第一号又は第二号に掲げる者 記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと。

二 前項第三号に掲げる者 同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかつたこと。

三 前項第四号に掲げる者 記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類に係る部分以外の部分については、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと。

3 第一項第一号及び第二号並びに前項第一号の規定は、第十三条第一項の目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合に準用する。この場合において、第一項中「募集又は売出しに応じて」とあるのは「募集又は売出しに応じ当該目論見書の交付を受けて」と、「当該有価証券届出書を提出した会社」とあるのは「当該目論見書を作成した会社」と、「その提出」とあるのは「その作成」と読み替えるものとする。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（証券会社及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得することを内容とする契約

二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約

第二十二條 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者は、当該記載が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで、当該有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、記載が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 第二十一条第二項第一号及び第二号の規定は、前項に規定する賠償の責めに任ずべき者について準用する。

第二十四条の四 第二十二條の規定は、有価証券報告書のうちに重要な事項について虚偽

の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合に準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは、「有価証券を取得した者」と読み替えるものとする。

第二十四条の五 第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。第四項において同じ。）は、その事業年度が一年である場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日以後六月間の当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「半期報告書」という。）を、当該期間経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 第二十四条第二項に規定する事項を記載した同条第一項の規定による有価証券報告書を提出した、又は提出しようとする会社のうち次の各号のいずれにも該当しない会社は、前項の規定により提出しなければならない半期報告書に、同項に規定する事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同項に規定する事項の記載に代えることができる。

一 既に、第二十四条第一項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は前項に規定する事項を記載した半期報告書を提出している者

二 第二十四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又は売出しにつき、第五条第一項第二号に掲げる事項を記載した同項に規定する届出書を提出した者（前号に掲げる者を除く。）

3 前二項の規定は、第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。）について準用する。この場合において、第一項中「その事業年度」とあるのは「当該特定有価証券（第二十四条第一項に規定する特定有価証券をいう。）に係る特定期間（同条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。）」と、「事業年度ごと」とあるのは「特定期間ごと」と、「当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」と、前項中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と読み替えるものとする。

4 第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社は、その会社が発行者である有価証券の募集又は売出しが外国において行われるとき、その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める場合に該当することとなつたときは、内閣府令で定めるところにより、その内容を記載した報告書（以下「臨時報告書」という。）を、遅滞なく、

内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 5 第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定は半期報告書及び臨時報告書について、第二十二條の規定は半期報告書及び臨時報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条中「第四条第一項又は第二項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条の規定による届出書類」とあるのは「半期報告書（第二十四條の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）又は臨時報告書（第二十四條の五第四項に規定する臨時報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）」と、「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項又は第二項の規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十四條の五第五項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- 6 第六条の規定は、第一項（第三項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定により半期報告書又は臨時報告書が提出された場合及び前項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定によりこれらの報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。
- 7 第一項（第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により半期報告書を提出しなければならない報告書提出外国会社は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の規定による半期報告書に代えて、外国において開示が行われている半期報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの（以下この条において「外国会社半期報告書」という。）を提出することができる。
- 8 外国会社半期報告書には、内閣府令で定めるところにより、当該外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものの要約の日本語による翻訳文、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定めるもの（以下この条において「補足書類」という。）を添付しなければならない。

- 9 前二項の規定により報告書提出外国会社が外国会社半期報告書及びその補足書類を提出した場合には、当該外国会社半期報告書及びその補足書類を半期報告書とみなし、これらの提出を半期報告書を提出したものとみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。
- 10 内閣総理大臣は、外国会社半期報告書を提出した報告書提出外国会社が第七項の外国会社半期報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 11 前項の規定による通知を受けた報告書提出外国会社は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による半期報告書を、当該通知があつた日を起算日として公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内に提出しなければならない。
- 12 第七項から第九項までの規定は、第五項において読み替えて準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社半期報告書及びその補足書類の訂正報告書を提出する場合について準用する。

第百九十三条の二 証券取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものには、その者と特別の利害関係のない公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類を提出する者との間に有する公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一第一項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の事業若しくは財産経理に関して有する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めて内閣府令で定めるものをいう。
- 3 第一項の監査証明は、内閣府令で定める基準及び手続によつて、これを行わなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、第

一項の監査証明を行つた公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

- 5 公認会計士又は監査法人が第一項に規定する財務計算に関する書類について監査証明をした場合において、当該監査証明が公認会計士法第三十条又は第三十四条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定するものであるときその他不正なものであるときは、内閣総理大臣は、一年以内の期間を定めて、当該期間内に提出される有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）で当該公認会計士又は監査法人の監査証明に係るものの全部又は一部を受理しない旨の決定をすることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の決定をした場合においては、その旨を当該公認会計士又は監査法人に通知し、かつ、公表しなければならない。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。）、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者
- 二 第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の六第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二

第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。)、第二十七条の八第十一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の十一第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))又は第二十七条の十三第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による公告又は公表に当たり、重要な事項につき虚偽の表示をした者

三 第二十七条の三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による公開買付届出書、第二十七条の八第一項から第四項まで(これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による訂正届出書、第二十七条の十一第三項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による公開買付報告書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第二十七条の二十二の三第一項又は第二項の規定による公表を行わず、又は虚偽の公表を行つた者

五 第五十七条、第五十八条、第五十九条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。))又は同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

2 財産上の利益を得る目的で、前項第七号の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等を行つた者は、十年以下の懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

## 附 則 (平成一七年六月二九日法律第七六号)

(検討)

第六条 政府は、おおむね二年を目途として、この法律による改正後の課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年間を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講

ずるものとする。

## 会社法

(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)

(役員等の株式会社に対する損害賠償責任)

第四百二十三条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下この節において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 取締役又は執行役が第三百五十六条第一項（第四百十九条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に違反して第三百五十六条第一項第一号の取引をしたときは、当該取引によって取締役、執行役又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第三百五十六条第一項第二号又は第三号（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）の取引によって株式会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役又は執行役は、その任務を怠ったものと推定する。

一 第三百五十六条第一項（第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）の取締役又は執行役

二 株式会社が当該取引をすることを決定した取締役又は執行役

三 当該取引に関する取締役会の承認の決議に賛成した取締役（委員会設置会社においては、当該取引が委員会設置会社と取締役との間の取引又は委員会設置会社と取締役との利益が相反する取引である場合に限る。）

(役員等の第三者に対する損害賠償責任)

第四百二十九条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

一 取締役及び執行役 次に掲げる行為

イ 株式、新株予約権、社債若しくは新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該株式会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ロ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに臨時計算書類に記載し、

又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ハ 虚偽の登記

ニ 虚偽の公告（第四百四十条第三項に規定する措置を含む。）

二 会計参与 計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに会計参与報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 監査役及び監査委員 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

四 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（利益の配当）

第六百二十一条 社員は、持分会社に対し、利益の配当を請求することができる。

2 持分会社は、利益の配当を請求する方法その他の利益の配当に関する事項を定款で定めることができる。

3 社員の持分の差押えは、利益の配当を請求する権利に対しても、その効力を有する。

（利益の配当の制限）

第六百二十八条 合同会社は、利益の配当により社員に対して交付する金銭等の帳簿価額（以下この款において「配当額」という。）が当該利益の配当をする日における利益額を超える場合には、当該利益の配当をすることができない。この場合においては、合同会社は、第六百二十一条第一項の規定による請求を拒むことができる。

（過料に処すべき行為）

第九百七十六条 発起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第九百六十七条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者、外国会社の日本における代表者又は支配人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一～六（略）



七 定款、株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、事務報告、第四百三十五条第二項若しくは第四百九十四条第一項の附属明細書、会計参与報告、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第二百二十二条第一項、第四百九条第一項、第二百五十条第一項、第二百七十条第一項、第六百八十二条第一項、第六百九十五条第一項、第七百八十二条第一項、第七百九十一条第一項、第七百九十四条第一項、第八百一条第一項若しくは第二項、第八百三条第一項、第八百十一条第一項若しくは第八百十五条第一項若しくは第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八～三十五 (略)

## 民法

(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)

(債務不履行による損害賠償)

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

## 税理士法

(昭和二十六年六月十五日法律第二百三十七号)

(脱税相談等の禁止)

第三十六条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第三十八条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

(業務の制限)

第四十二条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたものは、離職後一年間は、その離職前一年内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。

(業務の停止)

第四十三条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定士の鑑定評価等業務を禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行つてはならない。税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。

(脱税相談等をした場合の懲戒)

第四十五条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

(一般の懲戒)

第四十六条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第四十四条に規定する懲戒処分をすることができる。

(税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)

第四十八条の十六 第一条、第三十条、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条及び第四十一条から第四十一条の三までの規定は、税理士法人について準用する。

(違法行為等についての処分)

第四十八条の二十 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命

ずることができる。

- 2 第四十七条及び第四十八条の規定は、前項の処分について準用する。
- 3 第一項の規定による処分の手続に付された税理士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。
- 4 第一項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第四十五条又は第四十六条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(臨時の税務書類の作成等)

第五十条 国税局長（地方税については、地方公共団体の長）は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、二月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び民法第三十四条の規定による法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。

- 2 第三十三条第二項及び第四項、第三十六条並びに第三十八条の規定は、前項の規定による許可を受けた者に準用する。

(税理士業務の制限)

第五十二条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

第五十八条 第三十六条（第四十八条の十六又は第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 税理士となる資格を有しない者で、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたもの
- 二 第三十八条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の規定に違反した者
- 三 第五十二条の規定に違反した者

- 2 前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条の規定に違反した者
- 二 第四十三条の規定に違反した者
- 三 第四十五条若しくは第四十六条又は第四十八条の二十第一項の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合において、その処分に違反して税理士業務を行つた者

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条、第五十九条第一項第三号、第六十条第三号（第四十八条の二十第一項に係る部分に限る。）、第六十一条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

**昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）**  
**（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）**

**附 則 （平成一七年四月二七日法律第三五号）**

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後二年以内に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**日本公認会計士協会会則**

（会員及び準会員の懲戒）

第 31 条 会員及び準会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会長は、その会員及び準会員を懲戒することができる。

- 一 会員及び準会員が法令によって処分を受けたとき。
- 二 会員及び準会員が監査その他の業務につき公認会計士又は会計士補の信用を傷つけるような行為をしたとき。
- 三 会員及び準会員が第 33 条（個別的監督）の規定による報告をしないとき、質問に回答しないとき、又は勧告若しくは指示に従わないとき。

- 四 会員及び準会員が、1年以上会費（地域会会費を含む。）を滞納し、かつ、催告を受けて、なお納付しないとき。
- 五 前各号のほか、会員及び準会員が会則及び規則に違反したとき。
- 2 懲戒の方法は、次の4種とする。ただし、第3号の懲戒は準会員に対するものとし、第4号の懲戒は会員及び第4条第3項第2号の準会員に対するものとする。
  - 一 戒告
  - 二 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止
  - 三 除名
  - 四 金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求
- 3 懲戒の処分は、会長が綱紀審査会の議に基づきこれを行う。ただし、第1項第4号に該当する会員及び準会員に対しては、綱紀審査会の議を経ることなく会長が理事会の議を経て次の各号に定める懲戒の処分を行う。
  - 一 会員 前項第2号。
  - 二 準会員 前項第2号。ただし、同号による懲戒の処分の後、1年を経過しても、なお事態の改善がみられないときは、同項第3号。
- 4 懲戒の処分は、第31条の8第1項に定める不服申立期間経過後に確定し、会長が処分決定を通知したときからその効力を有する。ただし、前項ただし書きの懲戒の処分については、会長が処分決定を通知したときからその効力を有する。
- 5 前項にかかわらず、第31条の8の不服申立があった場合には、第31条の2の2第2項第2号又は第31条の4第4項の報告を受けた会長が処分決定を通知したときからその効力を有する。
- 6 会長は、懲戒の処分をしたときは、懲戒処分の公示及び公表に関する取扱細則に定めた事項を会報及び機関誌に公示する。
- 7 会長は、懲戒の処分をしたときは、懲戒処分の公示及び公表に関する取扱細則に定めた事項を公表することができる。
- 8 第2項第2号により停止される権利は、次のとおりとする。
  - 一 総会に出席して表決する権利
  - 二 役員選挙権及び被選挙権
  - 三 会長に意見具申又は建言する権利
  - 四 本会の会議に出席する権利
- 9 第1項第4号に該当する会員及び準会員については、前項各号に加え、次に掲げる権利を停止する。
  - 一 本会の施設を利用する権利
  - 二 本会の福利厚生給付を受ける権利
  - 三 業務に関する相談及び資料の提供を受ける権利

10 会長は、監査法人が、法令、会則及び規則違反事実の有無に関して第 31 条の 2 の 2 に定める綱紀審査会又は第 89 条の 3 に定める監査・綱紀事案検討会の調査又は審議に付されている場合において、当該監査法人が第 12 条第 1 項第 3 号に該当し退会したときは、退会後においても、なお本条に基づき懲戒することができる。